第４章第３の１(7)中「及び第３章道徳の第１」を削り，「道徳の時間」を「道徳科」に，「，第３章道徳」を「，第３章特別の教科道徳」に改める。

第５章第３の１(6)及び(7)中「道徳」を「道徳科」に改め，同章第３の１(9)中「及び第３章道徳の第１」を削り，「道徳の時間」を「道徳科」に，「，第３章道徳」を「，第３章特別の教科道徳」に改める。

第６章第３の１(1)中「道徳」を「道徳科」に改め，同章第３の１(4)中「及び第３章道徳の第１」を削り，「道徳の時間」を「道徳科」に，「，第３章道徳」を「，第３章特別の教科道徳」に改め，同章第３の２(2)中「第３章道徳の第３の１の(3)」を「第１章総則の第４の３の(2)」に改める。

○文部科学省告示第六十一号

学校教育法施行規則（昭和二十二年文部省令第十一号）第七十四条の規定に基づき，中学校学習指導要領（平成二十年文部科学省告示第二十八号）の一部を次のように改正し，平成三十一年四月一日から施行する。平成二十七年四月一日から平成三十一年三月三十一日までの間における中学校学習指導要領の必要な特例については，別に定める。

平成二十七年三月二十七日　　文部科学大臣　下村　博文

中学校学習指導要領（平成20年文部科学省告示第28号）の一部を次のように改正する。

目次中「第３章　道徳」を「第３章　特別の教科　道徳」に改める。

第１章第１の２を次のように改める。

２　学校における道徳教育は，特別の教科である道徳（以下「道徳科」という。）を要として学校の教育活動全体を通じて行うものであり，道徳科はもとより，各教科，総合的な学習の時間及び特別活動のそれぞれの特質に応じて，生徒の発達の段階を考慮して，適切な指導を行わなければならない。

道徳教育は，教育基本法及び学校教育法に定められた教育の根本精神に基づき，人間としての生き方を考え，主体的な判断の下に行動し，自立した人間として他者と共によりよく生きるための基盤となる道徳性を養うことを目標とする。

道徳教育を進めるに当たっては，人間尊重の精神と生命に対する畏敬の念を家庭，学校，その他社会における具体的な生活の中に生かし，豊かな心をもち，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛し，個性豊かな文化の創造を図るとともに，平和で民主的な国家及び社会の形成者として，公共の精神を尊び，社会及び国家の発展に努め，他国を尊重し，国際社会の平和と発展や環境の保全に貢献し未来を拓く主体性のある日本人の育成に資することとなるよう特に留意しなければならない。

第１章第２の１中「道徳」を「道徳科」に改め，同章第２の２中「すべて」を「全て」に，「道徳」を「道徳科」に改め，同章第２の３中「道徳」を「道徳科」に改め，同章第２に次のように加える。

８　道徳科を要として学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の内容は，第３章特別の教科道徳の第２に示す内容とする。

第１章第３の１中「道徳」を「道徳科」に改め，同章第４の２中「以上のほか」を「各教科等の指導に当たっては」に改め，同章第４に次のように加える。

３　道徳教育を進めるに当たっては，次の事項に配慮するものとする。

(1)　各学校においては，第１の２に示す道徳教育の目標を踏まえ，道徳教育の全体計画を作成し，校長の方針の下に，道徳教育の推進を主に担当する教師（以下「道徳教育推進教師」という。）を中心に，全教師が協力して道徳教育を展開すること。なお，道徳教育の全体計画の作成に当たっては，生徒，学校及び地域の実態を考慮して，学校の道徳教育の重点目標を設定するとともに，道徳科の指導方針，第３章特別の教科道徳の第２に示す内容との関連を踏まえた各教科，総合的な学習の時間及び特別活動における指導の内容及び時期並びに家庭や地域社会との連携の方法を示すこと。

(2)　各学校においては，生徒の発達の段階や特性等を踏まえ，指導内容の重点化を図ること。その際，小学校における道徳教育の指導内容を更に発展させ，自立心や自律性を高め，規律ある生活をすること，生命を尊重する心や自らの弱さを克服して気高く生きようとする心を育てること，法やきまりの意義に関する理解を深めること，自らの将来の生き方を考え主体的に社会の形成に参画する意欲と態度を養うこと，伝統と文化を尊重し，それらを育んできた我が国と郷土を愛するとともに，他国を尊重すること，国際社会に生きる日本人としての自覚を身に付けることに留意すること。

(3)　学校や学級内の人間関係や環境を整えるとともに，職場体験活動やボランティア活動，自然体験活動，地域の行事への参加などの豊かな体験を充実すること。また，道徳教育の指導内容が，生徒の日常生活に生かされるようにすること。その際，いじめの防止や安全の確保等にも資することとなるよう留意すること。

(4)　学校の道徳教育の全体計画や道徳教育に関する諸活動などの情報を積極的に公表したり，道徳教育の充実のために家庭や地域の人々の積極的な参加や協力を得たりするなど，家庭や地域社会との共通理解を深め，相互の連携を図ること。

第２章中「及び第３章道徳の第１」を削り，「道徳の時間」を「道徳科」に，「，第３章道徳」を「，第３章特別の教科道徳」に改める。

第３章を次のように改める。

第３章　特別の教科　道徳

第１　目　標

第１章総則の第１の２に示す道徳教育の目標に基づき，よりよく生きるための基盤となる道徳性を養うため，道徳的諸価値についての理解を基に，自己を見つめ，物事を広い視野から多面的・多角的に考え，人間としての生き方についての考えを深める学習を通して，道徳的な判断力，心情，実践意欲と態度を育てる。

第２　内　容

学校の教育活動全体を通じて行う道徳教育の要である道徳科においては，以下に示す項目について扱う。

Ａ　主として自分自身に関すること

［自主，自律，自由と責任］

自律の精神を重んじ，自主的に考え，判断し，誠実に実行してその結果に責任をもつこと。

［節度，節制］

望ましい生活習慣を身に付け，心身の健康の増進を図り，節度を守り節制に心掛け，安全で調和のある生活をすること。

［向上心，個性の伸長］

自己を見つめ，自己の向上を図るとともに，個性を伸ばして充実した生き方を追求すること。